

「ヤングケアラー」に関する実態調査 結果報告

目的：

介護を担っているヤングケアラーに対して、介護支援専門員が実践している取り組みの実態を把握するとともに、課題を整理し、支援策の立案や私たちができる事を共に考えるきっかけとする。

実施主体：一般社団法人長野県介護支援専門員協会

調査対象：長野県介護支援専門員協会会員

調査方法：オンライン回答

調査機関：令和4年 4月 20日～ 5月18日

回答率 7% (会員922名中 65名回答)

【設問】 青文字が回答あったもの

担当しているケースの介護支援者について

① 現在関わっている対象者でヤングケアラーと思われる人はいますか

- ・いる 3件
- ・いない 62件

② 「いる」と答えた方が解答

関わっている対象者でヤングケアラーと思われる人がいる人数

- ・0人
- ・1～2人 3件
- ・3～4人
- ・5人以上

③ ヤングケアラーの年代(複数回答可)【選択式】

- ・～9歳
- ・10～12歳 2件
- ・13～15歳 1件
- ・16～18歳未満

- ④ ヤングケアラーが行っている援助の内容（複数回答可）
- ・ 食事の世話（買い物、調理、食事介助、後片付け等）
 - ・ 家の中の家事(掃除、洗濯、こまごまとした家事を含む)
 - ・ 身の回りの世話(衣類の着脱介助、移動介助、服薬管理等) 2件
 - ・ 排せつや入浴の介助
 - ・ きょうだいの保育園への送迎
 - ・ 感情面のケア（精神的な支援・声掛けを含む）
 - ・ 祖父母の介護や見守り
 - ・ 金銭管理
 - ・ その他(痰吸引、サービス事業所職員の観察、尿処理、服薬介助)
- ⑤ ヤングケアラーが援助をすることとなった理由（複数回答可） 青字回答があったもの
- ・ 家族の病気、障害、精神疾患や入院のため、
 - ・ 親、祖父母がアルコール等による健康障害・依存症のため
 - ・ ひとり親家庭であるため
 - ・ 家族が仕事で家族のケアに関わるできないため、
 - ・ きょうだいに障害があるため
 - ・ 親が家事をできない状態のため、
 - ・ 子供が自発的に行っている
 - ・ 他にする人がいないため
 - ・ その他
 - ・ 行っている事に抵抗感がない（自覚できていない）
 - ・ 兄の両親は離婚しており、母方の祖母とその再婚者（頸椎損傷で介護度5寝たきり65歳男性）が家族であるが、ネグレクトもあり祖母は自宅マンションへ夕方帰宅してしまう為、兄はその介護度5の義祖父と過ごすしかない。

6. ヤングケアラーは家族等を援助することにより、ケアラーのどのような活動が制限されていますか。 青字回答があったもの

- ・ 学業への支障（遅刻、早退が多い、授業中寝てしまうなど）
- ・ 部活動への参加が困難
- ・ 友人と遊べない 2件
- ・ 家での勉強ができていない 2件
- ・ 疲労感がある
- ・ 自身が不安定になってしまう

- ・ 家庭環境が幼少期より整わなかった。祖母からのネグレクトもあり子供らしく生活する経験がなく現在に至ってしまっており、訪問する介護・看護関係者の私物から物を持ち出すこともあったが祖母も義祖父も謝罪しない。また、サービス事業所への過度の要求。そして裁判へ持ち込む等の・・・いくつもの問題を抱えている。

7. ヤングケアラーへの対応について

7-1 担当しているケースや介護を担っているヤングケアラーに対してどのような対応をしましたか（していますか） 青字回答があったもの

- ・ 介護サービスの導入によりヤングケアラー負担の軽減に努めた 3件
- ・ 地域包括支援センターに相談
- ・ 地域ケア会議の開催（問題提起）
- ・ 県・市福祉事務所（家庭相談所、母子父子自立支援、女性相談員）との連携
- ・ 児童相談所（児童福祉士）に相談
- ・ 小学校、中学校、高等学校に連絡、スクールソーシャルワーカーとの連携
- ・ なにもしていない
- ・ その他（記述式）

7-2 「なにもしていない」と答えた方が解答

何もしていない理由【記述式】

介護支援専門員としての担当ではなく、医療と介護の連携コーディネータとして関与しているケースのため。

障害区分でサービス利用し、65歳到達し介護保険に移行することも拒否。障害相談支援員も非常に苦勞しています。移行していれば担当の介護支援専門員からこのアンケートに回答するだろうと考え、回答しました。

8. あなたの地域でヤングケアラーに対する支援体制・環境づくり等について行われていることがあれば教えてください。

- ・ ヤングケアラーと一言でくくることになるが、介護者にはその背景が必ずある。私が担当したケースでは、利用者が他者にべったり依存していて、その第一の依存先が当時中学1年生の女子の孫。支援の中では、孫の勉学の確保を最優先し、できないことはできないとはっきり伝えてもらい、可能な限り支援で代替するようにした。その中で利用者自身もケアラーも納得の中で、できる範囲内で支援をしてもらうようにした。これは

本人も可能な限りヘルパー等の支援を受けたくないと希望し、孫も本人への支援をすることが嫌ではなく、むしろできるだけ自分がかかわりたいと思っていたという背景がある。この背景に応じた支援体制を作っていくことが必要になっていると思う。

- ・ 一年前まで包括にいたが、当時関わったケース。2号保険者で養子と血縁のある小学生二人と暮らしていたが、「チーム学校」は機能していたようだったが、行政内でも連携は難しく、家庭まで目が届いていなかった。
- ・ 今年度はケアマネ連絡会で研修実施し、ケアマネとしての支援等を検討していく機会を予定
- ・ 地域では聞いたことが無いがテレビ番組で取り上げているため見る事があるくらいです。
- ・ 保健師と相談はできるが、学校も巻き込んだ動きは遅いし、難しいと躊躇してしまう
- ・ 市役所(福祉関係課のみならず教育、保育関連含む)との連携、相談体制づくり
- ・ 行政が現状を把握しているところ。具体的な取り組みはまだなされていない
- ・ 長寿支援課介護保険係で情報提供を集めて相談にのるようにしている
- ・ ヤングケアラーの定義について記載された資料が配布されている。
- ・ 町役場からヤングケアラーの有無について実態調査がありました。
- ・ 学習支援やひきこもり支援の中で早期発見につなげる努力。
- ・ ケアマネがヤングケアラーのケースがあった際は行政に報告
- ・ 当地域で支援体制があるかどうかわからない。
- ・ 現状把握出来ていないのが現状のようです。
- ・ 聞いたことがないのでわかりません。
- ・ 研修会や、相談先の周知が始まった所
- ・ 実態調査があり把握に努めている。
- ・ 聞いたことがありません。
- ・ 情報が入ってきません。
- ・ 特に思い当たらない
- ・ ネットワークづくり
- ・ 把握していない
- ・ 知らない
- ・ 特にない